

農用地利用集積計画作成申出書

令和 年 月 日

(あて先) 五島市長 野口 市太郎 様

住 所

氏名又は名称

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想4の1の(6)の③の規定に基づき、別紙のとおり農用地利
計画を定めるよう申し出ます。

農用地利用集積計画書

第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

1 各筆明細



整理番号	利用権の設定を受ける者の 氏名及び住所 (A)		(氏名又は名称)				(住所)								
	利用権を設定する者の 氏名及び住所 (B)		(氏名又は名称)				(住所)								
利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)						利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)	利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)				備考
所在		地番	現況地目	面積 m ²	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃		借賃の 支払 方法	住所	氏名 又は 名称	権原 の 種類	
大字	字														
この計画に同意する。															
利用権の設定を受ける者						住所				氏名				印	
利用権を設定する者						住所				氏名				印	
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する 土地につき所有権その他の使用収益権を有する者						住所				氏名				印	

あっせん確認欄

職名	氏名	日付	事務局確認印
農業委員			
農地利用最適化推進委員			

(農用地利用集積計画書 記載注意事項)

- 1 この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- 2 (C) 欄は、大字別に記載する。
- 3 (C) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- 4 (D) 欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- 5 (D) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。
- 6 (D) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日(始期)から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- 7 (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃)の額を記載する。
- 8 (D) 欄の「借賃の支払い方法」は、借賃の支払い期限と支払方法(例えば、毎年〇月〇〇日までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等)を記載する。
- 9 (E) 欄は、(D) 欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
- 10 (F) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- 11 同意については、(A) 欄、(B) 欄及び(F) 欄に同意印を押印することによって、かえることができる。
- 12 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。
- 13 農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受け、その者を代理して利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)を行う場合には利用権設定等委任契約書の写しを添付する。

農用地利用集積計画書

第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

1 各筆明細



整理番号	利用権の設定を受ける者の 氏名及び住所 (A)				(氏名又は名称)						(住所)				
	利用権を設定する者の 氏名及び住所 (B)				(氏名又は名称)						外 名 (住所)				
利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)						利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)	利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)				備考
所在		地番	現況地目	面積 ㎡	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃		借賃の 支払 方法	住所	氏名 又は 名称	権原 の 種類	
大字	字														
この計画に同意する。															
利用権の設定を受ける者				住所						氏名				印	
利用権を設定する者				住所						氏名				印	
"				住所						氏名				印	
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する 土地につき所有権その他の使用収益権を有する者				住所						氏名				印	

あつせん確認欄

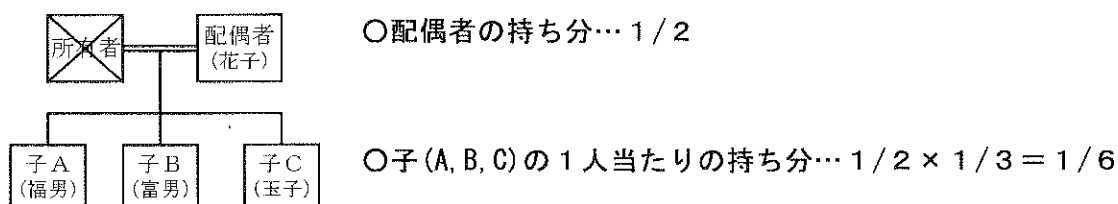
職名	氏名	日付	事務局確認印
農業委員			
農地利用最適化推進委員			

農地の所有者が亡くなっている場合

- 1 所有者が死亡している農地については、遺産分割協議が行われ特定の相続人に相続されるまでは相続人全員で「共有」をしている状態になります。そこで、このような農地について貸し借りをを行う場合には、当該相続人の同意を得る必要があります。
- 2 同意が必要な相続人の範囲は、次のとおりです。（農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号）
 - (1) 貸し借りの期間が20年以下の場合…農地の相続人が保有する持ち分に応じ、当該持ち分の過半の方の同意が必要です。
 - (2) 貸し借りの期間が20年を超える場合…農地の相続人の方の全員の同意が必要です。

※ただし、五島市農業委員会では個人間での貸借期間を原則5年までとしておりますので、上記(1)のケースに当てはまります。つまり、過半の同意を得られれば契約が可能です。

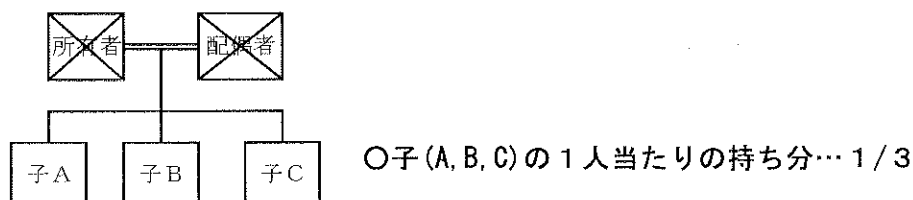
- 3 相続財産の持ち分については、民法第900条の法定相続分を参考に考えます。
 - (1) 【例1】相続人が、「配偶者」及び「所有者とその配偶者の子（3人）」の場合



※ 契約期間が20年以下の場合には、配偶者（持分1/2）と子1人（持分1/6）以上の同意があれば貸し借りが可能です。

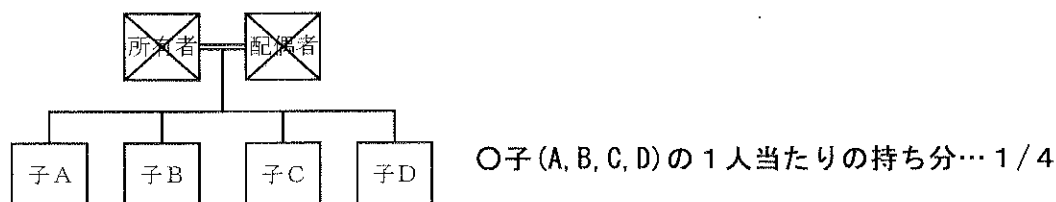
※ 配偶者の同意だけでは、持ち分の「過半」（＝半分を超える）とはならないため同意が不足することになります。ご注意ください。

- (2) 【例2】相続人が、「所有者とその配偶者の子（3人）」の場合



※ 契約期間が20年以下の場合には、子2人（ $1/3 + 1/3 = 2/3$ ）以上の同意があれば貸し借りが可能です。

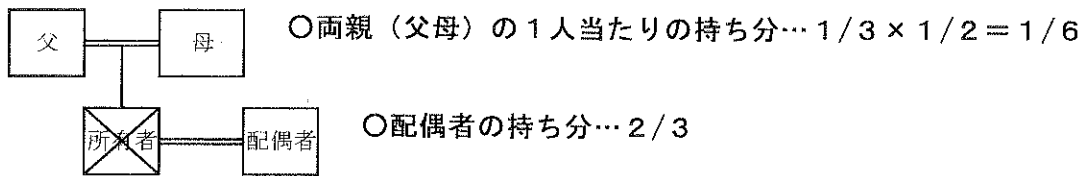
- (3) 【例3】相続人が、「所有者とその配偶者の子（4人）」の場合



※ 契約期間が20年以下の場合には、子3人（ $1/4 + 1/4 + 1/4 = 3/4$ ）以上の同意があれば貸し借りが可能です。

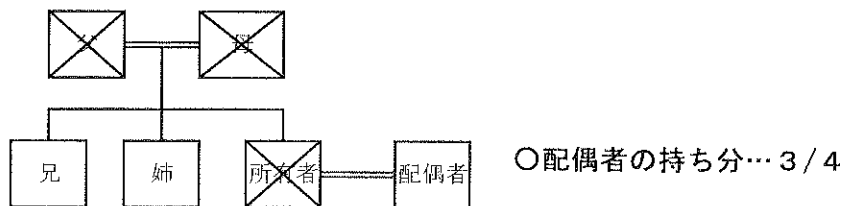
※ 子2人（ $1/4 + 1/4 = 2/4$ ）の同意だけでは、持ち分の「過半」（＝半分を超える）とはならないため同意が不足することになります。ご注意ください。

- (4) 【例4】相続人が、「配偶者」と「所有者の両親（父母）」の場合（民法第900条第2号）



※ 契約期間が20年以下の場合には、配偶者のみの同意があれば貸し借りが可能です。

- (5) 【例5】相続人が、「配偶者」と「所有者の兄弟姉妹（2人）」の場合（民法第900条第3号）



○兄弟姉妹の1人当たりの持ち分… $1/4 \times 1/2 = 1/8$

※ 契約期間が20年以下の場合には、配偶者のみの同意があれば貸し借りが可能です。

摘要 上記の相続のパターンはほんの一例です。これらの場合以外にもいろいろな相続のパターンが考えられます。共有の持ち分が不明な場合には、相続人になり得る人が誰なのかを整理したうえで農業委員会事務局又は各農業委員会分室へお尋ねください。

第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号		氏名又は名称		性別	年齢	農作業従事日数		日				
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A)		利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)		利用権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)	
m ²		m ²		世帯員	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種類	数量	種類	数量
農地	()	農地		男	人	農業専従者		人日				
採草放牧地							主として農業に従事する者		人			
その他		採草放牧地		女	人	農業補助者	従として農業に従事する者		人			

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(法人)

整理番号		法人名		利用権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の(C)				利用権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼養の状況(F)		利用権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況(G)			
(A)	m ²	利用権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積		事業の種類									
												農畜産物名	
				現在		現在						現在	
権利取得後		権利取得後		権利取得後									
				事業の実施状況及び事業計画				種類	数量	種類	数量		
農地	作付予定作物	農地		農 業		左記以外の事業の内容		/					
採草放牧地				3年前		3年前							
				2年前		2年前							
		1年前		1年前									
その他	採草放牧地	初年度		初年度									
		2年目		2年目									
		3年目		3年目									
利用権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況(D)						利用権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務生産法人の業務執行役員の状況(E)							
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数				
		権利の種類	面積	前年実績	見込み				前年実績	見込み	前年実績	見込み	
雇用労働力(年間延日数)			人日										

